

協議の進め方について

【1】最優先協議事項

- 1 第3章 市民と市議会（議会活動の報告、市民意見を聴く機会の確保について）
 - ①議会報告会開催 ②意見交換会開催 ③地域において委員会開催（出前委員会）
（市議会の対応体制（時期、回数、人数、場所など））

- 2 第4章 市長等と市議会（市長等からの説明、資料提供について）
 - ①条文は、簡潔「審議等に必要な資料の提供を求める。」などに表現し、詳細は、別で定める。
 - ②市長に資料の提供及び説明事項をそれぞれ規定する。
 - ①②どの程度の資料、説明なのか。

- 3 第5章 議会運営（質疑応答の方式について）
 - ①一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制（一問一答方式とは）
 - ②わかりやすい質疑応答（現在行われている方式をどう変えれば「わかりやすい」となるか）
 - ・市長等の反問権又は趣旨の確認の付与について

【2】協議事項A

第3章・参考人、公聴会制度の活用（開催手続きなど）

第5章・正副議長の選出過程の透明化

正副議長を志す議員による「所信表明会」をどのような場で行うか

第6章・政策執行に関する監視、評価（評価の意味するところについて）

決算審査、特別委員会（予算・決算、行政改革）の設置などについて

・大規模災害時の議会・議員の対応（どのような対応ができるのか）

【3】協議事項B

- ・議案等に対する賛否の公表
- ・市民との連携
- ・議決事件の拡大
- ・委員会における議員間の討議による合意形成
- ・委員会での所管事項調査
- ・全会派一致制
- ・委員会委員以外による通告制質疑の実施
- ・議会の諮問審議機関の設置
- ・調査機関の設置（学識経験者等の活用として）
- ・議員研修会の充実
- ・監視機能の強化、審議会等への議員の参加
- ・政策機関の設置
- ・議会事務局調査法制部門の強化
- ・議会秘書係の設置
- （・第7章 雑則について）